

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 清掃法施行細則
鳥取県會計規則の一部改正
- ◇告示 特別清掃地域の指定
土地改良區の定款變更等認可
土地改良區の役員の退任及び就任
畑地農業改良促進法に基く區域の指定
積雪寒冷單作地區指定告示の一部改正
土地の公用廢止
- ◇人委規則 昭和二十九年八月分の給料の支給期日の特例に關する規則
警察職員の特種勤務手当の支給に關する規則
警察官の宿舍手当の支給に關する規則
食糧事務所出張所の所在地變更
- ◇雜報

規則

清掃法施行細則をここに公布する。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣規則第三十五號

清掃法施行細則

(總則)

第一條 清掃法（昭和二十九年法律第七十二號以下「法」という。）の施行については、清掃法施行令（昭和二十九年政令第八十三號）及び清掃法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十二號以下「省令」という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

昭和二十九年七月三十日
第二五三六号

金曜日

(資料の提出)

第二條 知事は、法第二條第二項の規定により必要があるときは市町村長に對し資料の提出を求めることができる。

(季節的清掃地域の報告)

第三條 市町村長は、省令第五條の規定により季節的清掃地域を定めたときは、別記様式第一號により知事に報告しなければならない。

(し、尿淨化そ、うの届出)

第四條 法第十三條第一項の規定による届出は、別記様式第二號によらなければならない。

(環境衛生指導員の證票)

第五條 法第十七條の規定による環境衛生指導員の身分を示す證票は、別記様式第三號による。

(書類の提出)

第六條 この規則の規定により知事に提出する届書及び報告書は、二通とし、所在地を管轄する保健所長を経

由しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年七月一日から適用する。

2 昭和十二年三月鳥取縣令第二十號(汚物掃除法を準用すべき町指定)は、廢止する。

3 寄生虫病予防法施行細則(昭和九年十月鳥取縣令第四十四號)の一部を次のように改正する。

第五條中但書を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十五條中「第九條」を「第八條」に改める。

4 寄生虫病予防法施行手続(昭和九年十月鳥取縣訓令甲第十五號)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

5 衛生事務に關する權限委任規則(昭和二十八年三月

鳥取縣規則第二十號)の一部を次のように改正する。

第一條に次の一號を加える。

別記様式第一號

季節的清掃地域指定(變更)(取消)報告

名 稱	指定、變更、取消の別	期 間	區 域	事 由	備 考

右のとおり指定(變更)(取消)したので清掃法施行規則第五條の規定により報告します

年 月 日

鳥取縣知事 氏 名 殿

添付書類

一、附近略圖

市町村長 氏 名 圖

四十五 清掃法(昭和二十九年法律第七十二號)第十四條の規定による立入検査に關すること

別記様式第三號

清掃法抄し

第十七條、第十四條第一項に規定する当該吏員の職權及び清掃に関する指導の職務を行わせるため都道府縣及び保健所を設置する市に環境衛生指導員を置く。
 2、環境衛生指導員は都道府縣又は保健所を設置する市の吏員であつて政令で定める資格を有するものの中から都道府縣知事又は市長が任命する。

第 號
 所屬
 氏名

年 月 日 生

環境衛生指導員の証

昭和 年 月 日 発行

使用期間一年

80m.m

60m.m

別記様式第二號

し尿浄化そう設置届

下記のとおりし尿浄化そうを設置したいので清掃法第十三條第一項の規定によりお届け致します

年 月 日 設置者 住所
 氏名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

1. 建築物の種類(用途)		2. 建築物の場所					
3. し尿浄化そうの型式		4. し尿浄化そうの場所					
5. 1日平均處理対象人員		常住人員	通勤人員	外來人員	計		
最大收容人員					人		
6. 構造の要	基	礎					
	底	部					
	周	壁					
	間	仕切					
7. 内部装置	覆	蓋					
	導	入管					
	仕	切板					
	碎	石層					
	酸	化そう					
	入	氣孔					
8. 各容量の有効	排	氣筒					
	清	毒そう					
	排	水方法					
	薬	液そう					
9. 洗じよう水の使用計画	名	稱	長さm	巾 m	深さm	有効容量3m	備考
	腐	敗そう					
	第	二腐敗そう					
	沈	澄そう					
	豫	備濾過そう					
	酸	化そう					
	消	毒そう					
薬	液そう						
10. 消毒の方法							
11. 放流の場所							
12. 使用開始豫定年月日		年 月 日					
13. 圖		面 構造圖(平面圖、從斷圖)所在地一般平面圖及び排水系統圖					

鳥取縣會計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣規則第三十六號

鳥取縣會計規則の一部を改正する規則

鳥取縣會計規則（昭和二十八年六月鳥取縣規則第三十九號）の一部を次のように改正する。

第二百三十條の次に次の一條を加える。

第二百三十一條遺失物法（明治三十二年法律第八十七號）により取り扱ふ保管物件のうち才入、才出外現金の取扱については第九十九條、第一百一條、第一百三條、及び第一百四條の規定にかかわらず、才入、才出外現金寄託書（様式第九十八號）により寄託し、才入、才出外現金支拂通知（様式第九十九號様式第百號）により支拂うものとする。

2 保管金出納簿（様式第百一號）は才入、才出外現金出納簿に保管物品出納簿（様式第百二號）は物品出納簿

に拾得物件處理票（様式第百三號）は收支命令、物品出納命令及び證ひ、よう書にかえるものとする。

鳥取縣會計規則附屬様式に次のように加える。

第九十八號 才入才出外現金寄託書

第九十九號 才入才出外現金支拂通知

第百號 保管金出納簿

第百一號 保管物品出納簿

第百二號 拾得物件處理票

第百三號 様式第九十七號の次に様式第九十八號から様式第百三號

までを次のように加える。

第九十八號様式

原符

收支命令書長	出納員	警察署
第 號	出納員氏名	
昭和 年度	歳入歳出外現金	拾 得 金
一金	円也	
但、處理票番號（一〜三）		
昭和 年 月 日		

寄託書

第 号	出納員氏名	警察署
昭和 年度	歳入歳出外現金	拾 得 金
一金		
但し 右寄託する		
昭和 年 月 日		
鳥取縣 金庫 御中		

領收証書

第 号	出納員氏名	警察署
昭和 年度	歳入歳出外現金	拾 得 金
一金		
但し 右領收しました		
昭和 年 月 日		
鳥取縣 金庫		

備考	數量	受拂	種類	品名	物品	種別	等名	權利者	拾得者	氏名	期滿失効		公告終了		票號	處理番	處票號	出番	出年月日	出年月日	受年月日	
											年月日	年月日	年月日	年月日								

様式第百二号 保管物出納簿

備考	備	種類	受	出	金額	出納	等名	權利者	拾得者	氏名	期滿失効		公告終了		票號	處理番	處票號	出番	出年月日	出年月日	受年月日	
											年月日	年月日	年月日	年月日								

様式第百一号 保管金出納簿

様式第九十九號

原符	昭和 年 月 日	第 號	歳入歳出外現金 拾得金	昭和 年度
			金	渡
支拂符	昭和 年 月 日	第 號	歳入歳出外現金 拾得金	昭和 年度
			金	渡
案内支拂符	昭和 年 月 日	第 號	歳入歳出外現金 拾得金	昭和 年度
			金	渡

この支拂通知本日發行済
昭和 年 月 日
鳥取縣 警察署出納員 氏名 印
鳥取縣 金庫御中

様式第百號

原符	昭和 年 月 日	第 號	歳入歳出外現金 拾得金	昭和 年度
			金	渡
支拂符	昭和 年 月 日	第 號	歳入歳出外現金 拾得金	昭和 年度
			金	渡

警察署收支命令者
昭和 年 月 日
鳥取縣 警察署出納員 氏名 印
鳥取縣 金庫御中

上記の金額振替を要する
昭和 年 月 日
鳥取縣 警察署出納員 氏名 印
鳥取縣 金庫御中

原、東鴨、小鴨、岩倉、菅原、大原、栗尾、下餘戸、上餘戸、八屋、伊木、山根、福庭、清谷、中江、小田、古川澤、井手畑、新田、大塚、穴窪、上古川、藏内、石塚、福山、鴨河内、廣瀬、耳、黒見、横田、福光、國分寺、下古川、秋喜、國府、大谷、不入岡、和田、寺谷、上神、尾田、福富、橋本、志津、杉野、澤谷、梓谷、長谷、中野、大河内、森、三江、上福田、下福田、上米積、下米積、岡、大立、上大立、立見、椋波、磐若、福積、今在家、服部、櫻、河來見

清掃法第四條第二項の規定により特別清掃地域に指定する區域

八頭郡智頭町大字智頭（上市場、楯谷、段を除く）

〃 若櫻町大字若櫻

〃 岩美郡岩美町大字岩井

〃 氣高郡濱村町大字濱村（舊濱村を除く）大字勝見

〃 青谷町大字青谷

東伯郡羽合町大字上淺津のうち温泉區

〃 東郷町大字中興寺、引地のうち旭區

〃 三朝町大字三朝、大字山田のうち茶屋

〃 關金町大字關金

〃 東伯町大字八橋

〃 赤碓町大字赤碓

〃 西伯郡境町

〃 中濱村大字佐斐神のうち縣道通

〃 淀江町大字淀江

〃 大山村大字大山

〃 名和町大字御來屋

〃 日野郡根雨町大字根雨

〃 溝口町大字溝口、大字立岩、金屋谷のうち榭

水原

鳥取縣告示第三百八十一號

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五號）第三十條第二項及び第四十八條第一項の規定により、江北土地改良區の定款の變更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年七月二十四日認可した。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百八十二號

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五號）第十八條第十項の規定により、土地改良區から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

退任した役員の名及び住所

七箇堰土地改良區 理事 亀 尾 丹 士 西伯郡天津村大字福成

〃 植 田 泰 治 〃

〃 亀 尾 忠 治 〃

〃 野 口 忠 次 郎 〃

〃 天 野 延 太 郎 〃 大字境

〃 渡 邊 健 次 〃 手間村大字寺内

〃 富 田 正 夫 〃 大字三崎

〃 大 塚 元 計 〃 天津村大字清水川

就任した役員の名及び住所

大國村第一土地改良區 理事 吉 原 正 西伯郡大國村大字西

〃 影 井 信 夫 〃 大字絹屋

〃 前 谷 繁 次 〃

〃 花 田 吉 治 〃

〃 磯 田 武 男 〃

〃 持 本 榮 壽 〃 大字西

〃 吉 畑 政 太 郎 〃

〃	遠藤隆次	大字鍋倉
〃	谷口英次郎	大字與一谷
〃	田中榮一	大字原
〃	監事 深田徳重	大字絹屋
〃	〃 井上虎雄	大字北方
〃	〃 清水利二	東伯郡羽合町大字長瀬
〃	本多不二雄	大字下淺津
〃	七箇堰土 地改良區	理事 龜尾丹士 西伯郡天津村大字福成
〃	〃	植田泰治
〃	〃	龜尾忠治
〃	〃	野口忠次郎
〃	〃	田子寛美
〃	〃	波田熊雄
〃	〃	富田正夫
〃	〃	大塚元計
〃	〃	遠藤孝治
〃	〃	監事 持田榮
〃	〃	大字寺内

鳥取縣告示第三百八十三號
畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五號）
第四條の規定に基き次の市の區域を畑地地區として昭和
二十九年七月一日追加指定した。
昭和二十九年七月三十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

米子市（但し昭和二十九年六月一日合併以前の區域）
鳥取縣告示第三百八十四號
昭和二十六年七月三十一日付鳥取縣告示第三百五十一
號同年十二月二十八日付鳥取縣告示第五百七十三號及び
昭和二十八年七月七日付鳥取縣告示第三百一號で公示し
た積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律
第六十六號）第二條第三項の規定に基き積雪寒冷單作地
區としての市町村の區域の指定の一部を次のように改め
た。
昭和二十九年七月三十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

積雪寒冷單作地區としての指定市町村の區域
岩美郡全町村のうち
合併年月日

「大茅村、成器村」を「大成村（舊大茅村及成器村の區域）」に
昭和二十七年十一月一日

「倉田村、面影村」を「鳥取市（舊岩美郡倉田村及び面影村の區域）」に
昭和二十八年 七月一日

「蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村、田後村、網代村」を
昭和二十九年 七月一日

「岩美町（舊蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村、田後村及
び網代村の區域）」に

八頭郡全町村のうち

「船岡村、大伊村、隼村」を「船岡町（舊船岡村、大伊村及び隼村の區域）」に
昭和二十七年十一月一日

「那家町、國中村、大御門村、下私都村」を「那家町（舊那家町、國中村、大御門
村及び下私都村の區域）」に

「若櫻町、池田村」を「若櫻町（舊若櫻町及び池田村の區域）」に
昭和二十九年三月 一日

「智頭町、山郷村」を「智頭町（舊智頭町及び山郷村の區域）」に
昭和二十九年七月 一日

氣高郡のうち

「青谷町、日置谷村、中郷村、勝部村」を「青谷町（舊青谷町、日置谷村、中郷村
及び勝部村の區域）」に
昭和二十八年七月 一日

「神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村

湖山村、吉岡村、大郷村、末恒村」を「鳥取市（舊氣高郡神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大郷村及び末恒村の區域）」

昭和二十八年七月一日

東伯郡のうち

「東郷松崎町、舎人村、花見村」を「東郷町（舊東郷松崎町、舎人村及び花見村の區域）」に

昭和二十八年四月一日

「宇野村、橋津村、淺津村、長瀬村」を「羽合町（舊宇野村、橋津村、淺津村及び長瀬村の區域）」に

昭和二十八年四月一日

「南谷村、矢送村、山守村」を「関金町（舊南谷村、矢送村及び山守村の區域）」に

昭和二十八年四月一日

「上井町、西郷村、倉吉町、上北條村、上小鴨村、社村、高城村」を「倉吉市（舊東伯郡上井町、西郷村、倉吉町、上北條村、上小鴨村、社村、高城村及び灘手村の一部の區域）」に

昭和二十八年十月一日

「三朝村、旭村、三徳村、小鹿村、竹田村」を「三朝町（舊三朝村、旭村、三徳村、小鹿村及び竹田村の區域）」に

昭和二十八年十一月一日

「赤碕町、成美村、以西村、安田村」を「赤碕町（舊赤碕町、成美村、以西村及び安田村の區域）」に

昭和二十九年一月一日

「八橋町、浦安町、上郷村、下郷村、古布庄村」を「東伯町（舊八橋町、浦安町、

上郷村、下郷村及び古布庄村の區域）」に

昭和二十九年二月一日

「中北條村、下北條村」を「北條町（舊中北條村及び下北條村の區域）」に

昭和二十九年七月一日

西伯郡のうち

「五千石村、尙徳村」を「米子市（舊西伯郡五千石村及び尙徳村の區域）」に

昭和二十八年十月一日

「名和町、御來屋町、庄内村、光徳村」を「名和町（舊名和村、御來屋町、庄内村及び光徳村の區域）」に

昭和二十九年四月一日

「巖村、成美村」を「米子市（舊西伯郡成美村及び巖村の區域）」に

昭和二十九年六月一日

日野郡のうち

「根雨町、日野村」を「根雨町（舊根雨町及び日野村の區域）」に

昭和二十八年十月一日

「溝口町、二部村、日光村」を「溝口町（舊溝口町、二部村及び日光村の一部の區域）」に

昭和二十九年四月一日

「江尾町、米澤村、神奈川村、日光村」を「江府町（舊江尾町、米澤村、神奈川村及び日光村の一部の區域）」に

昭和二十九年四月一日

鳥取縣告示第三百八十五號
次の土地はその公用を廢止する

所 在	地先地番	元の用途種目	數 量
倉吉市岡田字稻荷	二三の一八	道 路	一二坪〇〇
同 所字屋敷添	一〇五の一	水 路	一九、四八
同 所字空 田	一五三	道 路	一六、五五
同 所字上失名田	一、九三二の一	〃 路	九、九九
同 所字今屋敷	三、〇五五の五	水道 路	二五、七六

(關係図面は土木部管理課に保存)

昭和二十九年八月分の給料の支給期日の特例に關する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣人事委員會委員長 中 本 覺 藏

鳥取縣人事委員會規則第十五号

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十九年八月分の給料の支給期日の特例に關する規則

昭和二十九年八月分の給料及び扶養手当のそれぞれ百分の十五(日野郡阿毘村に在勤する職員についてはそれぞれ百分の四十五、岩美郡のうち、大成村及び岩美町のうち、昭和二十九年六月二十八日における蒲生村、八頭郡若櫻町のうち、昭和二十九年二月二十八日における池

田村並びに日野郡大宮村及び山上村に在勤する職員についてはそれぞれ百分の三十に相当する額を給料から八月十日に支給する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

警察職員の特種勤務手当の支給に關する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣人事委員會委員長 中 本 覺 藏

鳥取縣人事委員會規則第十六号

警察職員の特種勤務手当の支給に關する規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、警察職員の特種勤務手当に關する條例(昭和二十九年鳥取縣條例第四十号)の規定に基き、警察職員の特種勤務手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(作業手当の額)

第二條 作業手当の額は、次の表の上欄に掲げる作業に従事した日一日につき、技術の級に應じて下欄に定める額とする。

作業の區分	技術の級		
	一級	二級	三級
犯罪予防及び捜査並びに被疑者の逮捕	十八円二十四円三十六円	十八円二十四円三十六円	十八円二十四円三十六円
犯罪鑑識作業	十八円二十四円三十六円	十八円二十四円三十六円	十八円二十四円三十六円
交通取締用自動車その他特殊自動車の運轉	十八円	十八円	十八円
無線電信機による通信	十六円	十八円	十八円
市外電話の交換	十六円	十八円	十八円

2 前項の作業のうち、犯罪鑑識作業とは、指紋、手口寫眞、理化學の知識、法醫學の知識及び銃器彈藥類の知識を利用する場合とし、特殊自動車の運轉作業とは、單車、側車、鑑識車、自動車及び無線自動車を運轉する場合をいう。
(作業手当の特例)

第三條 一日のうち、作業に従事した時間が四時間に満たないときは、前條第一項に規定する額の百分の六十を支給する。

2 同一人が二種以上の作業を行う場合の作業手当の一日の支給総額は、犯罪予防及び捜査並びに被疑者の逮捕、犯罪鑑識又は交通用取締自動車その他特殊自動車の運転作業については、四十七円を、無線電信機による通信又は市外電話の交換作業については、四十円をそれぞれこえてはならない。

(作業手当支給の手續)

第四條 所屬長は、その所屬する職員に對し、第二條第一項に掲げる作業を命じた場合は、特殊勤務実績簿(別記様式)に所要事項を記入し、これを保管しなければならぬ。

(作業手当の支給方法)

第五條 作業手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給

料の支給期日に支給する。但し、勤務実績の報告のおくれる場合等で給料の支給期日に支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができる。

2 前項に規定するものの外、作業手当の支給に關しては、職員の給與の支給に關する規則(昭和二十七年鳥取縣人事委員會規則第三号)第三條から第七條までの規定を準用する。

(被服手当の額及び支給方法)

第六條 被服手当の額は、一人月額三百円とし、翌月の給料の支給期日に支給する。

2 職員のうち、被服手当の支給を受ける資格を有する日数が、その月において十五日に満たないものについては、当該月に對する被服手当は支給しないものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 特殊勤務実績簿は、これに相當する従前の様式のもの

様 式

月	特 殊 分)	手 務	賞 手 賞	實 績 簿	種 類	作 業 の 内 容	技 術 の 級	氏 名	備 考	役 者 印

のを保有している間これを使用することができる。

警察官の宿舍手当の支給に關する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月三十日

鳥取縣人事委員會委員長 中 本 覺 藏

◇鳥取縣人事委員會規則第十七號

警察官の宿舍手当の支給に關する規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、警察官の宿舍手当に關する條例(昭和二十九年鳥取縣條例第四十八號)第三條の規定に基き、警察官の宿舍手当(以下「手当」という。

備 考

1 所屬長とは、本部にあつては課長、警察署にあつては署長をいう。

2 直接監督者とは、本部にあつては課長補佐又は係長、警察署にあつては次席をいう。

3 作業の内容は具体的に記入するものとする。

4 一日に二種以上の作業に従事した場合においては、その旨備考欄に記入するものとする。

の支給に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給する者の範圍)

第二條 手當は、職員のうち、左の各號の一に該当する者以外の者に對して支給する。

一 自宅から通勤する者

二 公舎に居住する者及びこれと同様の事情にある者

三 駐在所又は派出所に居住する者

四 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號

・)第二十八條第二項の規定に基き、休職を命ぜられた者(公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患によるものを除く。)並びに臨時待命中の者

2 職員のうち、手當の支給を受ける資格を有する日數が、その月において十五日に満たないものについては、当該月に對する手當は支給しないものとする。

(支給額及び支給方法)

第三條 手當は一八月額百円とし、翌月の給料支給期日

に支給する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

雜 報

昭和二十九年七月三十日

鳥取食糧事務所長 布 野 良

出張所の所在地變更について

当所濱村支所青谷出張所の所在地を昭和二十九年七月

一日から次の通り變更した。

記

1 事務所の所在地

新 鳥取縣氣高郡青谷町四、〇二六番地

旧 同 三、九三三番地